**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　令和三年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（次条において「新給水装置省令」という。）別表第一六価クロム化合物の項の適用については、同項中欄中「〇・〇〇二㎎／ℓ」とあるのは、「〇・〇〇五㎎／ℓ」とする。

**第三条**　この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、新給水装置省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、当該給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

**第四条**　この省令の施行の際現に設置されている浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く。）であって、第三条の規定による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令第一条第十七号ハに規定する基準に適合しないものについては、当該資機材等の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

**○厚生労働省令第三十九号**

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十二条第四項、第五項及び第十二項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百二十五条第一項、第百二十五条の二第一項、第百二十五条の三第一項から第三項まで並びに第百二十五条の四第一項及び第二項並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五第六項及び第七項の規定に基づき、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和二年三月二十五日

厚生労働大臣　加藤　勝信

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

**第一条**　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次 | 目次 |
| 第一章　（略） | 第一章　（略） |
| 第二章　後期高齢者医療制度 | 第二章　後期高齢者医療制度 |
| 第一節～第四節　（略） | 第一節～第四節　（略） |
| 第五節　高齢者保健事業（第百十二条の二・第百十二条の三） | （新設） |
| 第六節・第七節　（略） | 第五節・第六節　（略） |
| 第三章・第四章　（略） | 第三章・第四章　（略） |
| 附則 | 附則 |
| （医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析） | （医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析） |
| **第五条**　（略） | **第五条**　（略） |
| 2・3　（略） | 2・3　（略） |

4　前項の規定は、法第十六条第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、同条第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を提供する場合について準用する。

**第五節**　高齢者保健事業

（法第百二十五条の二第一項、第百二十五条の三第一項及び第二項並びに第百二十五条の四第一項及び第二項の厚生労働省令で定める情報）

**第百十二条の二**　法第百二十五条の二第一項、第百二十五条の三第一項及び第二項並びに第百二十五条の四第一項及び第二項の厚生労働省令で定める情報は、被保険者の身体的、精神的及び社会的な特性に関する調査により得られた情報であって、法第百二十五条第一項に規定する高齢者保健事業、国民健康保険法第八十二条第三項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業又は介護保険法第百十五条の四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業の実施に必要な情報とする。

（市町村又は後期高齢者医療広域連合が行う情報又は記録の写しの提供）

**第百十二条の三**　法第百二十五条の三第一項又は第二項の規定により情報又は記録の写しの提供を求められた他の市町村又は後期高齢者医療広域連合は、同条第三項の規定により当該情報又は記録の写しを提供するに当たっては、被保険者に係る医療及び介

4　前項の規定は、法第十六条第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、都道府県及び市町村が、同条第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を提供する場合について準用する。

（新設）

（新設）